

稲敷市電気自動車充電設備設置運営事業仕様書

1 事業名称

稲敷市電気自動車充電設備設置運営事業

2 事業の目的

本市では、稲敷市環境計画を令和3年3月に策定するとともに、令和5年1月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進してきたところである。この度、本庁舎をはじめとする公共施設駐車場に電気自動車（以下「EV」という。）充電設備等を導入することで、電気自動車の普及を加速化させゼロカーボンを推進していくための環境を整備していくことを目的とする。

3 事業の概要

本事業は、本庁舎をはじめとする公共施設駐車場にEV充電設備を設置、運営するもので、EV充電設備の設計、納入、設置工事、維持管理、EV充電設備利用システム等の整備、運用及び事業期間終了後のEV充電設備の撤去に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

また、EV充電設備の電力については、事業者が新規に電線引き込み工事を行った上で、小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより直接調達すること。

- (1) 市は、EV充電設備の設置に必要な用地等について、稲敷市市公有財産規則に基づき許可するものとする。なお、その使用料については、稲敷市行政財産使用料徴収条例の規定に基づき算出し、徴収するものとする。
- (2) 事業者は、「5 EV充電設備を設置する施設」の別紙に示す設置場所にEV充電設備等を設置すること。なお、設置の際は施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV充電設備の規模を検討するものとする。
- (3) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で実施すること。
- (4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。

4 設置するEV充電設備の規格

設置するEV充電設備は、急速充電設備（DC充電器[※]）とし、1口あたりの定格出力が50kW以上であり、かつCHAdeMO規格等の国内で一般的な急速充電規格に対応するものとする。

※電気自動車等に対し、交流電力を設備内部で直流に変換し、車両バッテリーへ直接充電を行う充電設備。

5 EV 充電器設備を設置する施設

設置場所は以下の施設とし、具体的な設置位置については事業者が提案することとするが、設置の際は、施設の管理運営上に支障とならない場所及び構造となるよう施設管理者と協議すること。

また、充電器利用者及び施設利用者の利便性を考慮し、設置する EV 充電設備は、原則として、各施設 1 基とし、かつ 1 基の充電器より 2 口の同時充電が可能な構成とする。

施設名	住所	充電設備稼働時間
稲敷市役所	稲敷市犬塚 1570-1	24 時間 365 日
稲敷市江戸崎総合運動公園	稲敷市荒沼 3-1	24 時間 365 日
稲敷市新利根総合運動公園	稲敷市伊佐津 3280	24 時間 365 日
稲敷市桜川公民館	稲敷市須賀津 208 番地	24 時間 365 日
稲敷市あずま生涯学習センター	稲敷市佐原組新田 1596 番地	月曜日・祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く 9 時 00 分～17 時 00 分

※具体的な設置場所については、別紙図面を参照すること。

6 本事業の実施期間

(1) 利用開始時期

EV 充電設備等の利用を開始する時期は、市と事業者の協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、EV 充電設備等の利用を開始した日から起算して 5 年間以上とし、事業者が提案を行う。事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業の期間終了後の取扱いについては双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により EV 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

7 本事業の実施に伴う条件等

(1) 市と事業者は、本事業を円滑に実施するため、協定を締結するものとする。

(2) EV 充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV 充電設備等の運用に関する一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(3) EV 充電設備等に係る各種手続きに要する費用は事業者の負担とする。

(4) EV 充電設備等の整備にあたって、事業者は、事前に EV 充電設備等の仕様、施工方法を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

(5) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合

は、事前に市と協議を行うものとする。

- (6) 施設の廃止や改修工事等、市の事情(経営母体変更等も含む)により、EV充電設備等の撤去や移設等の必要が生じた場合、これに応じるものとし、それに伴う費用負担が生じる場合、事業者の負担により行うものとする。
- (7) 本事業を実施するにあたり、国の補助事業が活用できない場合には、事業者は協定を解除することができるものとする。
- (8) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定に定める義務を履行しない場合には、市は協定を解除することができるものとする。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。
- (9) 事業者は、EV充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。
また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (10) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やEV充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項(協定書、行政財産使用許可書等において定める事項)に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (11) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (12) 事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。
- (13) その他、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る事業の遂行上必要と認められるもので、本仕様書にない事項が生じた場合には、市と協議した上で事業を進めること。

別紙

稲敷市役所（稲敷市犬塚 1570-1） ※黄色塗枠内が設置想定場所



稲敷市江戸崎総合運動公園（稲敷市荒沼 3-1）



稲敷市新利根総合運動公園（稲敷市伊佐津 3280）



稲敷市桜川公民館（稲敷市須賀津 208 番地）



稲敷市あずま生涯学習センター（稲敷市佐原組新田 1596 番地）

